

日本の「失われた 30 年」の一因は、インフラを「モノ」として調達・保有する発想が長く支配し、サービスとしての調達（アウトプット調達）を十分に導入できなかった点にある。英・PFI は 1992 年にサービス調達原理として導入されたが、日本は 1999 年の PFI 法整備の過程で、財政健全化と公共サービスの質向上を両立するための制度的枠組みとして導入されたものの、実務的に「施設割賦＝確定債務」の枠組みに収斂させ、結果として多くの PFI が自治体の将来確定債務を生み、財政の硬直化を招いた。

一方、諸外国は公会計ルールを整備し、インフラを民間投資によるサービス調達として受容する枠組みを明確化した。国際基準（IFRIC 等）やアウトプット連動契約の整備を通じ、公共は「サービスの結果（アウトプット）」を購入し、民間が投資・運用リスクを負うことで、財政の硬直化を回避した真の意味でのオフバランス的民間資金導入が進んだ。これによりインセンティブ設計が機能し、性能向上やイノベーションが促進された。しかも、このモノのサービス調達モデルは民間のビジネスに広がっていき、経済基盤の再構築と経済規模の拡大を同時に達成することができた。このような考え方を含んだ ISO 20400 は、JIS 化もされず、注目されていない ISO ではあるが、持続可能な調達の実践において、PPP 契約に通じるアウトプット志向型の調達設計要素を多く含んでおり、公共調達の中にモノのサービス調達（Product-as-a-Service）の仕組みを組み込むためには理解しておくべき基本的な国際水準である。

このような世界的なモノのサービス調達への動向を認識できず、モノの調達・保有にこだわった PFI を導入した結果、財政の硬直化から逃れられない状況の中で、現在の日本では、PFI とほぼ同構造の契約を「PPP」と称し、割賦支払部分を単に「サービス料金」と呼ぶことで長期債務負担行為を回避する慣行が広まりつつある。日本の PPP 手法は、PFI 法に基づいた特定事業選定をしないことだけが、PFI 手法と異なる手法である。これは経済実態を覆い隠す擬制であり、地方財政法・会計の趣旨に反する違法行為の危険性を孕む。形式的分類に依存する会計運用は即時に是正されるべきである。

特に、高市総裁が掲げる「戦略産業による経済安全保障の強化」との整合を図るならば、戦略的国家基盤（半導体、電力網、次世代通信、スマートグリッド、クリーンエネルギー等）の構築においては、PPP 契約の原則と整合する形でアウトプット志向調達を導入することが不可欠である。これにより、行政は資産負担を抱えることなく、民間の資金・技術・運営力を活用しつつ、性能・セキュリティ・更新適応性を契約上の KPI として担保することが可能となる。

ただし、アウトプット志向型調達の導入にあたっては、契約対象をあくまで提供されるサービス水準や機能に限定し、政策的成果（Outcome）までを受託者に移転することは適切ではない。成果の達成には複合的な要因が関与するため、PPP 契約におけるリスク分担の原則に照らして、民間が制御可能な範囲に責任を限定する制度設計が不可欠である。

提言（要点）

1. 調達法制改正：PFI の原点へ回帰させ、持続可能な調達を公共調達の基本とし、インフラを「アウトプット調達（Output Procurement）」の対象とすることを明文化する。
2. 公会計改革：オフバランス適用要件を IFRIC 等と整合させ明確化し、資産保有を伴わないサービス調達契約は長期債務負担行為の対象外とする基準を設ける。但しアウトプット連動・リスク移転の厳格な要件を付与する。
3. 先行モデル構築：戦略産業インフラで成果契約のパイロットを実施し、セキュリティ要件・可用性基準・更新条項を標準化、必要な保証スキームを整備する。

期待効果：この手法によって財政リスクを抑制し、民間創意の導入を促進し、戦略インフラの性能・安全性を確保したうえで、国際的整合性の確保が可能になる。このようなアウトプット志向の制度転換こそが、経済安全保障を強化しつつ持続可能な国家基盤再構築を実現する道である。